

最終提言（素案021028版）に関する委員からのご意見（11/6 受取まで）

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|---------------------------------------|-------|------------|---|--------------|-----|-----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | 委員会 | 部会 | WG |
| | | | <コメント> 提案 Key word一覧を作る 便利+用語（表現）の統一 表現と文体などの統一 法律的なチェック | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| | | | <コメント> 全 体 この「新たな河川整備をめざして」の提言のなかで、琵琶湖部会にかかわる提言の内容は、琵琶湖を含めた河川整備の提言はほとんどなく、まるで琵琶湖の総合保全にかかわる提言となっている。もしそうであるならば、既に「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査報告書」「マザーレイク21計画」等によって琵琶湖の総合保全にかかわる詳細な提言がなされている。 | 小林 | | 琵琶湖 | |
| 提言作成にあたって | | | | | | | |
| <淀川水系流域委員会の目的と特徴> | | | | | | | |
| | | | 学識経験者から意見を聴く場 <コメント> 学識経験者だけではない | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 緒言：川づくりの理念の変革 - 淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて - | | | | | | | |
| | | 下から 8行目 | 「川や湖の環境と生物群集保全と回復を重視した河川整備」へ転換して行くことが必要である。 <コメント> 生態系 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| | | 下から 3行目 | 河川管理者はこの提言を尊重して、 <u>中長期の</u> 河川整備計画の原案を作成し、 | 和田 | | 淀川 | 水質 |
| 1 淀川流域の特性 | | | | | | | |
| 1 - 1 流域の概要 | | | | | | | |
| | p.1-1 | 13 | 木津川上流部 <コメント> 木津川上流部は紀伊半島 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| | p.1-1 | 18 | 河状一流況係数は122である。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 1 - 2 琵琶湖流域の特性 | | | | | | | |
| | p.1-1 | | <コメント> 1 - 2 琵琶湖流域の特性のなかには、河川に関する記述がほとんどなく、琵琶湖の特性に重点がおかれてしまっている。 | 小林 | | 琵琶湖 | |
| | p.1-1 | 下から 2行目 | 水質面での負荷が増大し、 <コメント> 生態系への負荷のほうがもっと大きい 水位管理と一体 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| | p.1-2 | 最終行 | <コメント> 1 - 2の最後に、「また、 <u>県内の400以上ある河川のほとんどが琵琶湖に流入し、流域の約96%をその集水域としてもっている。</u> 」程度の記述は挿入すべきである。 | 小林 | | 琵琶湖 | |
| <気候・地勢的特性> | | | | | | | |
| | p.1-2 | 5 | その流域は太平洋気候区と日本海気候区にまたがり、気候特性が多様である。北部の冬の降雪や膨大な貯水量の湖の水量・水収支、水質の変動は、淀川水系の流況および水質に大きな影響を与え、また、洪水の調節機能などにより淀川の流量の安定化に寄与している。流域には多数の扇状地と流入河川の天井川が存在している。また、琵琶湖に流入する河川は、 <u>下流に土砂を堆積しやすい特性があることから天井川、尻無川を形成している場合が多く、河口部には規模の大きな三角州も存在している。</u> | 小林 | | 琵琶湖 | |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|----------------|----|-----|--|---|--------------|-----|-----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | | 委員会 | 部会 | WG |
| < 環境的特性 > | | | | | | | | |
| p.1-2 | 7 | | | 琵琶湖には、 <u>ホンモロコ</u> 、 <u>ニゴロブナ</u> などの魚やカワニナなどの巻貝を中心に、60種以上の固有種が存在している。 <コメント> ピワコオオナマズ、ゲンゴロウブナのほうが進化的意義が大きい | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.1-2 | 11 | | | <コメント> 環境特性 の最後の行に、「また、 <u>滋賀県の大河川には樹齢100年を越える大径木のムクノキ、ケヤキ、エノキ、ナラガシワ、コナラなどの落葉樹や常緑樹のタブノキ、ヤブニッケイ、シロダモ、アラカシなどが優占する河畔林が発達している。この大規模な河畔林は、生態系の多様な構造と機能を有すると同時に、生きた構築材として樹木の寿命である100年単位の保証が約束される自然護岸を形成している。</u> 」を加えるべきである。 | 小林 | | 琵琶湖 | |
| < 社会・産業的特性 > | | | | | | | | |
| p.1-2 | 24 | | | <コメント> 社会・産業的特性 の最後に、「昔は、 <u>河畔林にモウソウチク、ハチク、マダケなどのタケ類を植栽して自然護岸をさらに強固にさせたり、また竹材はさまざまな道具や器具、漁具、建築用材などに利用し、筍は貴重な食材としていた。一方、河川では四つ手網漁、セキ四つ手網漁、カトリ築漁、チョウチン築漁など、独特な漁法による漁業が行われていた。</u> 」この程度は入れないと、河川の記載がぬけてしまうことになる。 | 小林 | | 琵琶湖 | |
| 1 - 3 淀川流域の特性 | | | | | | | | |
| < 地勢的特性 > | | | | | | | | |
| p.1-3 | 6 | | | 新規ダムとして、 <u>川上ダム、大戸川ダム</u> の計画がある。 <コメント> 川上ダム：建設中、大戸川ダム：計画中 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| < 環境的特性 > | | | | | | | | |
| p.1-3 | 9 | | | 木津川は、砂河川としての水質浄化機能が高いものの、 <u>上流での主地宅地開発による が進み汚濁負荷が高い。</u> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.1-3 | 11 | | | 広大な <u>河道内遊水池</u> <コメント> 上野のことですね | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.1-3 | 12 | | | <u>ナカセコカワニナが</u> の棲息できる自然環境 地があり、 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.1-3 | 21 | | | また50年ほど前までは、 <u>3川合流点上流にあった巨椋池が遊水池として機能していたが、干拓によりミナミトミヨなどの固有種とともに失われてしまった。</u> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.1-3 | 14 | | | 桂川には、 <u>河川の連続性を阻害する多数の堰が存在している。5世紀に築造された嵐山の一の井堰をはじめ多数の歴史的な堰が存在しているが、魚類の遡上が可能な低落差の堰はかえって河川流に変化を与え淵や瀬を造り、棲息環境をより豊かにする場合があります。多様な生物が生存する自然味豊かな河川での長年月の井堰利用の歴史はそれを物語るものであり、人と河川が織りなす河川</u> の原風景の一つともなっている。一方、 <u>落差の大きい堰は河川の連続性を阻害することになる。また、桂川には 宇治川と同様に、</u> | 畑 | | 猪名川 | |
| 1 - 4 猪名川流域の特性 | | | | | | | | |
| p.1-4 | 9 | | | 猪名川流域には川と人との関わりの長い歴史がある。州と人が関わって <u>川にまつわる、文化・産業を育み、</u> | 畑 | | 猪名川 | |
| < 地勢的特性 > | | | | | | | | |
| p.1-4 | 15 | | | 上流は山地・丘陵地で、 <u>複数の水源を擁する。の水源地域である。</u> | 畑 | | 猪名川 | |
| < 環境的特性 > | | | | | | | | |
| p.1-4 | 19 | | | 上流域の中心部に一庫ダムが建設され、 | 畑 | | 猪名川 | |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|------------------|-------|--------|--|--|--------------|-----|-----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | | 委員会 | 部会 | WG |
| 2 河川整備の現状と課題 | | | | | | | | |
| 2 - 1 治水の現状と課題 | | | | | | | | |
| | p.2-1 | 10 | | 堤防を連続的なものとしたため、多くの河道外遊水池が失われ、河川改修が進む | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 2 - 2 利水の現状と課題 | | | | | | | | |
| | p.2-2 | 15,16 | | 81年間に7回の湯水 湯水被害 or 湯水災害 が発生している。 | 畑 | | 猪名川 | |
| | p.2-2 | 26 | | 農産物の形で輸入されている外国の水の問題など、国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている。多量の海外水資源に頼っている問題があり、一層の国内水資源の有効利用が求められる。 | 畑 | | 猪名川 | |
| | p.2-2 | 30 | | 農業用水 ダム貯水などにより、平常時に流水が少なくなる川や、 <コメント> 基準点流量を確保するという条件下で、水資源開発利用がなされるのが基本であるが、限度を超えた水利用による流水不足、瀬切れの発生は都市用水等、後発の水利用と関連して起こってくることも多い。 | 畑 | | 猪名川 | |
| <琵琶湖流域> | | | | | | | | |
| | p.2-2 | 下から2行目 | | 農法の変化に伴う農業排水・濁水の影響も問題になっており、 <コメント> 「農法」？農業水利システム（案） | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| | p.2-3 | 4 | | その根拠となった水需要予測にはさまざまな問題がある 一方、琵琶湖総合開発に伴う夏期の水位制限は、治水安全度を向上させた反面、秋～冬季の水位低下の頻発を招いている。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| <淀川流域> | | | | | | | | |
| | p.2-3 | 10 | | 桂川では 開発地からの雨水排水、農業排水、下水処理水による水質汚濁の問題が顕著となっている。 | 畑 | | 猪名川 | |
| | p.2-3 | 8 | | 木津川では都市化の進展、ダム群による水質悪化、農業・畜産業排水などによる水質汚濁、 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| | p.2-3 | 11 | | 淀川本川では、下水処理 水の排水口と上水の取水口が隣接しており、 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 2 - 3 河川利用の現状と課題 | | | | | | | | |
| | p.2-3 | 下から8行目 | | 堤内地（住地域）に整備されるべきグラウンド等が河川空間に設けられたことにより、 | 和田 | | 淀川 | 水質 |
| | p.2-3 | 下から3行目 | | 河川敷の不法占有・占拠、ゴミの不法投棄といったマナーの悪化 違法行為 など大きな問題となっている。 <コメント> マナーではなく違法行為 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| <琵琶湖流域> | | | | | | | | |
| | p.2-4 | 1 | | 琵琶湖においては、外来魚の放流等と増殖に伴う、在来生態系の劣化 水上バイク等の利用増加による水質悪化（有害物質の排出）や周辺地域への騒音、外来魚の放流等が大きい問題となっている。また、湖底の砂利採取などによって、湖棚の幅が狭められ、固有魚介類の生息・繁殖場所や漁獲にも悪影響を与えている。また、水上バイク等の利用増加による水質悪化（有害物質の排出）や周辺地域への騒音も早急に解決しなければならない課題である。 <コメント> 重要な課題の順に | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| <淀川流域> | | | | | | | | |
| | p.2-4 | 12 | | 淀川本川では、高水敷の多くがゴルフ場、運動公園として整地されており、年間数百万人の人々が利用しているが、その利用のあり方に自然環境への配慮が欠けている面も問題である。また水上バイク等の適正な水面利用が課題も問題となっている。 <コメント> 原文では利用が前提となる | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 2 - 4 河川環境の現状と課題 | | | | | | | | |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|-----------|--------|-----|---|--------------|-----|-----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | 委員会 | 部会 | WG |
| p.2-4 | 25 | | ダムや堰による治水、利水面から <u>のための</u> 流量や水位の調節、 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-4 | 下から5行目 | | 川や河原の生物の生活に欠かせない自然の水位・水量 変化が失われている。堰やダムが魚の遡上を 阻み、生物の縦断方向の連続性を減少させている。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-4 | 最終行 | | 高水敷の陸域化が起きている。 <コメント> 陸域化？ 意味不明。樹林化 陸域植物 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-5 | 1 | | とくに大量生産・大量消費の生産・生活様式や開発行為は、健全な水循環を阻害するなど <コメント> 意味不明 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-5 | 4 | | 最近には、環境ホルモンなどの微量有害物質による環境汚染も懸念されている。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| < 琵琶湖流域 > | | | | | | | |
| p.2-5 | 7 | | 琵琶湖とそれに注ぐ川においては、 <u>開発地区からの排水問題を始め</u> 、その中流域から下流域における、平常時の流水の欠如による瀬切れと、 <コメント> 農業排水も水質汚濁の要因であるが、開発地区からの排水を受けて用水自体が汚染される被害を受けながら、汚染水を水田農地で部分浄化している機能も無視することはできない。 | 畑 | | 猪名川 | |
| p.2-5 | 7 | | 琵琶湖とそれに注ぐ川においては、その中流域から下流域における、平常時の流水の欠如による瀬切れと、 <コメント> 天井川が問題 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-5 | 15 | | 近年は、北湖底の環境に大きい変化の起きている可能性が指摘されているが、 <コメント> 北湖の深底部か？ | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| < 淀川流域 > | | | | | | | |
| p.2-5 | 20 | | まず、全般についてみると、流水・流砂の不連続による河床低下や砂れきの移動性の低下が起こり、流路の固定化や高水敷きの陸域化、植生の進入などのため河川の物理環境の単純化が起こり、これに洪水ピーク流量の減少、水位変動のリズムの消失および水質の悪化が加わり、淀川固有の自然や生物多様性、すなわち <u>とくに固有性の高い</u> の生態系の衰退・変貌、ナカセコカワニナ、イタセンパラなど多くの固有種、希少種の絶滅の危機を招いている。さらに、ヨシ原など河川特有の植生の衰退や、ハリエンジュなどの樹林・河畔林の増大、ブラック オオクチパスなどの外来種の増加による在来種の減少、生息域の変化、 <u>在来の</u> 生態系の劣化・変貌という環境の重大な問題を引き起こしている。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-5 | 27 | | 淀川本川では、とくに高水敷きの陸域化、ワンドの衰退、ヨシ原の衰退、淀川大堰による水位調節に伴う水位変動の消失、河口堰による魚類の遡上・降下の障害とともに、汽水域の干潟が減少するなどの問題が生じている。木津川上流では、都市化による中小河 支川の水質汚濁、農畜産業排水による汚濁、治水・利水目的の上流ダム群による水位変動や土砂供給の減少、水質悪化（水温、富栄養化等）が進み <u>ん</u> でいる。また、産業廃棄物処理場による汚染も問題となっている。 <コメント> ヨシ原の衰退 上と重なる | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-6 | 1 | | <u>一庫ダムで骨の湾曲した魚が発見されている。</u> <コメント> 必要か？（accident） | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-6 | 5 | | 琵琶湖淀川の河川環境の現状を概観した。そのうち、 <u>生物生態系およびその機能を</u> 生物多様性や生態系の優れた構造および機能を <u>損なう</u> 主要な原因を列挙すれば以下のようである。 | 小林 | | 琵琶湖 | |
| p.2-6 | 7 | | 健全な水循環の低下、流域における <u>の</u> 森林機能等の低下 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-6 | 8 | | <u>水辺移行帯としての水辺の</u> 面積の激減、埋立て・干拓等による水辺湿地の減少、なだらかな水辺の減少と水域の横断方向の連続性の遮断 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|-------|-------|-----|--|--------------|-----|-----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | 委員会 | 部会 | WG |
| p.2-6 | 11 | | 河床掘削や土砂供給の減少による河床低下、流砂の移動性の低下、瀬や淵、蛇行など変化にとんだ河原の減少、高水敷の冠水頻度の減少、高水敷の陸域化、河道植生の繁茂 <コメント> この文章は、極めて問題があり慎重に推敲すべきである。例えば、滋賀県の河畔林の発達している河川で、もし、河床の掘削による河川整備を行なわないとしたら、計画洪水量を確保するためには河畔林を伐採して河川の拡幅整備を行なうしかないことは自明の理である。少なくとも、滋賀県の河畔林の発達している河川に関して、短絡的に「河床の掘削」を問題とするような記述は認められない。また、「土砂供給の減少による河床低下」と「瀬や淵、蛇行などの変化に富んだ河原の減少」は相反するものである。つまり、滋賀県の多くの河川の中下流では、土砂の堆積によって天井川となって瀬切れや変化に富んだ河原が消失しているからである。 | 小林 | | 琵琶湖 | |
| p.2-6 | 12 | | 河床掘削や土砂供給の減少による河床低下、流砂の移動性の低下、瀬や淵、蛇行など変化にとんだ河原の減少、高水敷の冠水頻度の減少、高水敷の陸域植生 化、河道植生の繁茂 <コメント> 河道植生の繁茂？ | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-6 | 15 | | 固有種、希少種、猛禽類、河川特有の植生等の減少、外来種の増加による在来種の減少 <コメント> 河川特有の植生等 重複 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-6 | 16,17 | | 湖沼・河川水質の適正管理の欠如 富栄養化物質の増大と蓄積による水質の悪化、それによる生態系の悪化と伴って起きるさらなる水質の悪化 <コメント> 重複まとめる | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-6 | 20 | | 水の人為的繰り返し利用は現状では必ず水質劣化を引き起こすという基本理念の欠如 <コメント> 意味不明瞭 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-6 | 22 | | 食物網などの重大な変化 <コメント> 意味不明 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-6 | 23 | | 世界有数の古代湖を含む、特有の生物多様性とその生態系機能の瀕死化 <コメント> 瀕死化 よくない | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.2-6 | 最下行 | | <コメント> 無秩序な取水、排水口の設定 河川の持続可能な利用（在来型）漁業、ヨシ利用、舟運 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|--------------------|----|-----|---|--------------|-----|-----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | 委員会 | 部会 | WG |
| 3 新たな河川整備の理念 | | | | | | | |
| 3 - 1 河川整備に関する基本認識 | | | | | | | |
| p.3-1 | | | <p><コメント> 3 - 1 頁 新たな河川整備の理念に「河畔林の保全・修復・創造」の記載を入れるべきである。 河畔林 滋賀県の大河川にはケヤキ、エノキ、ムクノキ、アキニレ、ナラガシワ、コナラなどの落葉広葉樹やタブノキ、アラカシ、シラカシ、ウラジロガシ、ヤブツバキ、ヤブニッケイなどの常緑広葉樹、竹類のモウソウチク、マダケ、ハチク、メダケなどを構成種とする河畔林が成立している。そして、愛知川の河畔林だけを見ても、その林床には山地性のクマガイソウ、コシオガマ、エビネ、キクザキイチゲ、コチャルメルソウ、テンニンソウなど、貴重な植物も含めて800種に及び種類が確認されている。また、河畔林は山地部から湖岸までほぼ連続した動物の移動・生息地となっており、キツネ、タヌキ、キジ、ノウサギなどの小動物にとっては繁殖や休息、餌場としても最適な生息環境となっている。つまり、河畔林は極めて優れた生態系の構造と機能を有しており、ピオトープをネットワーク化するための拠点や生態回廊ともなっている。</p> <p>一方、高密度の樹林の繁茂する河畔林の存在によって、洪水流を堤防から遠ざけて低水路に集中させたり、生きた構築材による自然護岸として、植物の寿命の100年単位の保証が約束されるなど、治水上の重要な機能をもっている。事実、河畔林の発達した強固な自然堤防は100年以上も破堤していないが、平成2年の愛知川の洪水被害についてみても、堤防に河畔林が存在していないか、自然堤防の生きた構築材の根群を人工護岸工事によって破壊したために、人工護岸と自然護岸の境界付近の脆弱になった箇所が破堤したり、越水して大きな被害をもたらした。また、治水のための人工護岸やダムなどの整備、建設に要する時間は10年単位で完了するが、現在の河畔林による生きた構築材の自然堤防は一度破壊した後で再び復元するためには最低でも200年以上の時間がかかることを知らねばならない。</p> <p>その他、河畔林は水質浄化機能、水道水源や湧水の水源涵養機能、河畔林と水田の緑おりなす「ふるさとの景観」の醸成機能など、はかり知れない多様な機能を包含している。目先の河川整備計画にこだわることなく、河畔林を英断をもって保全、修復、創出することを考えてこそ、100年先、200年先を見越した新たな河川整備の理念であるといえる。</p> | 小林 | | 琵琶湖 | |
| p.3-1 | 1 | | <p>いま、2000余年におよぶわが国の川づくりは大転換を必要としている。治水と利水を主目的として進められたこれまでの川づくりは、洪水の恐ろしさを忘れさせるほどの安全と、豊かな水に恵まれた生活をもたらした。しかし、水害は一向に克服されず、河川からの取水も限界に近づき、河川環境は破滅の危機に瀕している。</p> <p>平成9年の河川法の改正により、河川環境の整備と保全、地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入が新たに加えられ、行き詰まった川づくりを打開する21世紀の新たな川づくりの幕が上がろうとしている。</p> <p><コメント> 川づくり(3ヶ所)「河川整備」ではだめでしょうか？</p> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 3 - 2 新たな治水の理念 | | | | | | | |
| p.3-2 | 20 | | <p>また水害危険区域にまで安全性を過信した乱開発が及ぶなど、水害対策のための河川整備が、による被害ポテンシャルがを增大させるといふ深刻な問題が生じている。</p> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.3-2 | 23 | | <p>河川整備の歴史が示すように、対象規模以上の洪水による水害が発生するたびに整備水準を引き上げ、さらに大規模の洪水による水害が発生すると整備水準もまた引き上げる、ということを繰り返すことになる。</p> <p><コメント> 「整備水準」「計画高水」か？</p> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.3-3 | 6 | | <p>例えば堤防を補強することにより、越水や洗掘が発生しても破堤し難くする方法、</p> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|----------------------|--------|------------|--|--------------|-----|-----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | 委員会 | 部会 | WG |
| p.3-3 | 7 | | 社会的重要度の低い地域に洪水氾濫を誘導する方法などがある。しかし、後者は前述の「軽微な被害を許容する」ものでないことと矛盾する方法であり、 <u>氾濫地域の復旧費用及び補償費用を被害額に加算して評価する必要があり、また、対象地域での十分なコンセンサスが得られるか、大変難しい方法である。</u> | 畑 | | 猪名川 | |
| 3 - 3 新たな利水の理念 | | | | | | | |
| p.3-3 | 20 | | 現在の水資源開発基本計画では、利水者・自治体等による用途別の水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発確保するという方式がとられている。しかし、河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約があるため、際限なく水資源を開発することはできない。 <コメント> 「開発」重複 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.3-3 | 22 | | 水資源開発に用いるダムや堰 は、 い ずれも河川を | 畑 | | 猪名川 | |
| p.3-3 | 25 | | このため、これまでの理念とされた「水需要を補う水資源の開発」を、新たに「取水量を抑制する水需要管理」へと転換する。 <コメント> 「水資源開発」? | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 3 - 4 新たな河川利用の理念 | | | | | | | |
| p.3-4 | 5 | | 高水敷に河川公園やランド等を整備することによって、数多くの人々が訪れるようになったが、 しかし、このような利用の大部分は、人が川に親しむという形の河川利用ではない。かえって、無秩序な河川空間の利用を招くこととなり、河川の水質の悪化・生物の棲息域の減少など、河川本来の姿に悪影響を与えることとなった。しかしながら、河川には独特の自然が展開され、多様な生物が存在しており、これを流域全体の貴重な共有財産として、大切に守っていく必要があることを忘れてはいけない。したがって、河川本来のあるべき姿を取り戻すため、これまでの「自由な利用」から *「秩序ある適正な利用」「河川生態系と共存(or共生)する適正な利用」に変えていかなければならない。 <コメント> *sustainable 生態系との共存 次のパラグラフにあるのでOK | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.3-4 | 18 | | この結果、高水敷のランドなどは、年間数百万人の方が訪れているが、 <u>川に親しむということとはほど遠い利用が行われ、</u> <コメント> 前に入れたほうがよいのでは | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.3-4 | 下から4行目 | | これらの問題を解決するには、これまでのような人間の生命財産の保全、 <u>人のための利用を中心とする河川整備からこれをさらに発展させ、「人を含めた生態系を貴重な財産として尊重し、川や湖の環境の保全と回復を重視した河川整備」へと、変更をすることが必要である。</u> <コメント> 「人を含めた」必要か? | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.3-4 | 最終行 | | そのため、歴史的に作られてきた自然の摂理を十分に尊重し、それを基準として定立することによって、に従い | 畑 | | 猪名川 | |
| 3 - 5 新たな河川環境の理念 | | | | | | | |
| p.3-5 | 2 | | 例えば、水位・流量・流速などを過度にコントロールするやりかたを改め、それらの変動と連続性を重視し、また、健全な水循環によってもたらされる水質や水温を重視し、適正な流砂と河川・河岸変動によって作り出される物理環境を十分に保全し回復することなどによって、多様でかつ高い機能を果たし得る生態系を保全するような、河川整備を行わなければならない。 <コメント> ? | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 4 新たな河川整備計画のあり方 | | | | | | | |
| 4 - 1 河川整備計画に関する基本事項 | | | | | | | |
| (1) 計画策定の視点 | | | | | | | |
| p.4-1 | 1 | 1) 総合的な水管理 | 総合的な水管理には、国の経済・社会政策の枠組み内での統合が <u>全体の枠内に組み入れることが最重要であり、</u> る。水は生態系に不可欠な一部であり、 | 尾藤 | 委員会 | | 一般 |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|---------------------|--------|------------|--|---|--------------|-----|----|-----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | | 委員会 | 部会 | WG |
| p.4-1 | 9 | 1) 総合的な水管理 | | 流域の健全な水循環・物質循環・流砂系と生態系と生物多様性の保全を目指し、 <コメント> 修正の理由については「新・生物多様性国家戦略」をふまえる必要があるということです。 | 鷲谷 | 委員会 | | |
| (2) 計画策定のプロセス | | | | | | | | |
| p.4-2 | 19 | 1) 整備計画案の行 | | これは環境アセスメントとともになされ、費用(コスト)の中には、環境資源や生態系資源も含めるべきである。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| (3) 計画の執行管理システム | | | | | | | | |
| p.4-2 | 下から2行目 | | | これらを整合させるため、河川が流域住民の共有財産であるという認識のもとに整備計画の執行管理をすすめる第三者的機関としての協議会の設置を盛り込み、河川が地域住民の共有財産であるという認識のもとに、地域・流域住民の責任ある主体的な参加等がとくに重要である。 <コメント> 「地域」住民 「流域」住民へ | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.4-3 | 1 | | | 良好な河川環境の形成は、河川管理者だけの取り組みだけでは限界があり、地域・流域住民、地域に密着した総合行政を担う地方公共団体および関連する他行政が、 <コメント> 「地域」住民 「流域」住民へ | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 4 - 2 治水計画のあり方 | | | | | | | | |
| (1) 破堤による壊滅的被害の回避 | | | | | | | | |
| p.4-4 | 下から7行目 | 1) 河川対応 | | 堤防中央部に自立式のコンクリート壁あるいは鋼矢板や鋼管を設置するなどの新たな方法についての検討が必要である。 <コメント> 質問：環境、利水時の地下水位への影響はないのか 修正：削除する | 小尻 | | | 水需 |
| p.4-4 | 下から3行目 | 1) 河川対応 | | 堤防の幅が困難な場合に適した工法であるといえる。 しかし、限られた予算の中で、新たに整備が必要となる河川堤防長は長大となり、堤防の強化をどこから始めるか、住民の十分なコンセンサスを得た上で計画的な河川整備が求められる。 | 畑 | | | 猪名川 |
| p.4-5 | 6 | 2) 流域対応 | | これまでの河川整備では、万-の場合、どこで破堤するかはまったく不定であるとされている。しかし、河川流量の計算・予測手法が発達してきており、今後は、破堤危険箇所の確率表示を導入し、各河川区間の災害危険度を住民に分かりやすく説明した上で、災害対策の方法も同時に示して、事前の心構えを求めることが、限られた財政の中での壊滅的な被害の回避策として必要である。即ち、当該河川区間は何年に1度程度の破堤の可能性があるか、また、破堤した場合の流水の方向、流速及び湛水域を示すハザードマップをより普及させる必要がある。破堤した場合に、 | 畑 | | | 猪名川 |
| p.4-5 | 8 | 2) 流域対応 | | 洪水氾濫を誘導することは重要な課題である。したがって、かつての霞堤や越流堤の概念を復活させることも重要である。検討に値するが、今や河川近傍にそのような適地を見出すことは難しく、また、予想被害額と災害復旧費等の総合的な比較と、それ以上に利害関係者、関係機関の合意を得るといった慎重な検討が必要である。 | 畑 | | | 猪名川 |
| (2) 水害危険地域への対策 | | | | | | | | |
| p.4-5 | 19 | | | 上下流への影響を配慮しながら、地域整備を組み合わせた河川整備を行なう必要がある。 水害が頻発している地域への取り組みは急を要するが、限られた予算の中での事業優先順位については、十分な検討が必要な問題であり、特定地区での優先実施について流域住民が納得できる説明をする必要がある。 | 畑 | | | 猪名川 |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|----------------|-------|--------|--|---|--------------|-----|-----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | | 委員会 | 部会 | WG |
| 4 - 3 利水計画のあり方 | | | | | | | | |
| | p.4-6 | | | <p><コメント> 4-3 利水計画のあり方 の内容について述べます。 猪名川部会の中間取りまとめの非常に印象的な内容であり、また淀川部会中間取りまとめでも述べられていた「湯水の許容(受容、受忍)」に関連する内容がなくなっていると思います。この点については、全体会議の論点となりうと思います。 また、「節水に導く経済的インセンティブの創出」についても述べられていません。この点について、先日の淀川部会で、「水需要WG報告からはぶいたのは、報告をできるだけシンプルなものにするため、経済的インセンティブの創出を否定するものではない」と今本リーダーから説明をいただきました。 いずれも最終提言への復活が望ましいと私は考えます。文案は、猪名川部会中間取りまとめや淀川部会中間取りまとめから関連部分をぬきだせばよいと思います。</p> | 原田 | | 淀川 | |
| | p.4-6 | | | <p><コメント> 質問：利水計画のあり方に関して ・ 湯水の頻度が増えているとの指摘があった(2-2利水の現状と課題)。 ・ 節水・再利用・雨水等の利用・用途変更、環境用水が提案されている。 利水の安全度はどの程度にすべきか。 環境用水が新たな必要量となるが、用途変更などで安全度が確保できるのか。 湯水時の環境用水の考え方、農業用水の利用の仕方が議論不足に感じる。</p> | 小尻 | | 水需 | |
| | p.4-6 | 6 | | <p>「<u>取水量を抑制する水需要管理</u>」「<u>必要な利水安全度を維持しつつ無駄な取水量を抑制する水需要管理</u>」という新たな理念のもとで、利水計画を考えなければならない。また、湯水は異常現象であり、それに応じた<u>流域管理、施設計画、施設運用を設定しなければならない。</u></p> | 小尻 | | 水需 | |
| (3) 用途変更 | | | | | | | | |
| | p.4-7 | 1 | | <p>農業用水としての利用が減少した場合でも、単純に用途変更をするのではなく、<u>農業用水路とともに自然豊かな地域と創出する資源へとして再生することが必要である。</u></p> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| (4) 環境用水 | | | | | | | | |
| | p.4-7 | 12 | | <p>環境用水は、河川環境の保全にはできるだけ多くの流量が必要であり、また同時に常に一定流量が保持されるだけでなく、<u>湯水期小流量の発生等、流量に変化があることが河川環境の保全には重要である。従って、環境用水の確保は一定流量の確保ではなく、大小流量とも 限界が設定されない。</u></p> | 畑 | | 猪名川 | |
| | p.4-7 | 12 | | <p>なお、環境用水には2種のものがある。一つは、湯水時の河川環境を保全するもので、これまでの維持流量と類似しているが、環境用水は、河川環境の保全にはできるだけ多くの流量が必要であり、<u>限界が設定されない。</u> <コメント> 意味が?「本来的には限界が設定されるようなものではない。」</p> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| | p.4-7 | 13 | | <p>他の一つは、河川の基本的特性の一つである攪乱機能に関連するもので、洪水がもたらす生態系への攪乱も <u>生態系の維持には必要であるとの認識に立脚している。</u></p> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| | p.4-7 | 15 | | <p>ダムや堰等の利水機能や<u>治水機能</u>を低下させる恐れがあるため、</p> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| (6) 順応的な水需要管理 | | | | | | | | |
| | p.4-7 | 下から2行目 | | <p>気候変動や社会情勢の変化あるいは地域条件などにより、新たな水資源の開発が避けられない場合もあり得る。このような不確定要素に対応するには、<u>順応的な水需要管理を行うことが重要である。</u> <コメント> 気持ちは理解できるが、これも順応ですか?</p> | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|------------------|--------|--------------|--|----|--------------|-----|----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | | 委員会 | 部会 | WG |
| 4 - 4 河川利用計画のあり方 | | | | | | | | |
| (1) 基本的な考え方 | | | | | | | | |
| p.4-8 | 3 | 1) 利用・整備について | 河川の利用にあたっては、推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別し、河川環境生態系に負の影響を与える利用は制限することとして、適切な利用に向けた法・制度の整備等のルールづくりについて検討を行うべきである。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 | |
| p.4-8 | 7 | 1) 利用・整備について | また、高水敷の整備等 利用については、堤内地などで代替できる機能については、長期的には堤内地に移行することを目標とする。したがって、新規の整備 利用設備の新設 は原則として認めるべきではない。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 | |
| (2) 地域的特性の配慮 | | | | | | | | |
| p.4-8 | 24 | | 琵琶湖は、流域全体に水を供給している重要な水資源であるが、数千万-百万年という長い歴史の中で固有の生態系を育んできた貴重な古代湖であることを忘れてはいけない。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 | |
| (3) 水域利用 | | | | | | | | |
| p.4-9 | 1 | | 水域の利用にあたっては、泳げる川・遊べる川の復活を目指して水質の改善や水辺環境の回復などを行う。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 | |
| (6) 堤外民地・不法占拠等 | | | | | | | | |
| p.4-9 | 下から2行目 | | 堤外民地は、解消のため一買収あるいは堤内地へ換地などの処置をすすめる一て解消する。堤外公有地の不法居住・不法占有・不法耕作も解消へむけて排除することが必要である については、早急に解消する。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 | |
| (7) 産業的な利用 | | | | | | | | |
| p.4-10 | 6 | 2) 漁業 | 漁獲量があり、遊漁も含む漁業を営むことができるということは、 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 | |
| p.4-10 | 12 | 2) 漁業 | 魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考えかたを改め、漁業が継続 持続 的に成り立つような河川環境を作らなければならない。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 | |
| p.4-10 | 14 | 3) 砂利採取 | 砂利採取については、慎重な取り扱いが必要であり、砂利採取は次のような場合に限定して認めるようにすべきである。すなわち、河川環境が改善されるあるいは悪化が起らないと予想される場合、工事等によって必要と認められる場合、他に手段がなく、やむをえないと判断される場合および河川への流入量と採取量のバランスが維持される場合などである。 <コメント> もっとすっきりと | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 | |
| 4 - 5 河川環境計画のあり方 | | | | | | | | |
| (1) 物理環境 | | | | | | | | |
| p.4-11 | 下から2行目 | 1) 琵琶湖 | 琵琶湖においては、水辺移行帯の機能保全と回復を重視した整備が必要である。すなわち、今残っている湿地・内湖の保全や環境改善が急務であるとともに失われた湿地・内湖の造成・整備がも必要であり一る。その際、とくに水位・水流の連続性と変動によって機能保全ができるように工夫すること、 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 | |
| p.4-12 | 7 | 2) 河川 | 河道領域においては、河川のもつ機能が保全されるように物理環境を整備する必要がある。実際一河道掘削、砂利採取、上流域からの土砂供給の減少、洪水ピーク流量の減少等によって、高水敷の陸地化や砂州への植生の一方的な侵入と流路の固定化等が起こり、場の多様性と変動性 が失われている。 <コメント> 「陸地化」、Not Good | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 | |
| p.4-12 | 9 | 2) 河川 | 高水敷の陸地化や砂州への植生の一方的な侵入と流路の固定化等が起こり、場の多様性が失われている。それにより河川固有の生物の生息・生育条件が失われる一方で、外来種の侵入がもたらされる。 <コメント> 修正の理由については「新・生物多様性国家戦略」をふまえる必要があるということです。 | 鷲谷 | 委員会 | | | |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|-------------------------|----|-------|---|--------------|-----|----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | 委員会 | 部会 | WG |
| p.4-12 | 13 | 2) 河川 | さらに、多自然型河川工法、自然共生型河川工法や自然再生事業などによって、生物に対して望ましい物理環境を用意することも重要である。このとき、河道の物理環境は川幅、流量、流況、流砂量と流砂の粒度、河道植生によってほぼ決定される事を念頭に置く必要がある。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.4-12 | 13 | 2) 河川 | さらに、多自然型河川工法、自然共生型河川工法などによって、生物に対して望ましい、多様性の保全に寄与する物理環境を用意することも重要である。 <コメント> 修正の理由については「新・生物多様性国家戦略」をふまえる必要があるということです。 | 鷲谷 | 委員会 | | |
| (3) 流域の一体的な水環境を実現する水質管理 | | | | | | | |
| p.4-14 | 8 | | 河川環境の保全、復元、創生をめざした水質の目標は、関連する琵琶湖流域、宇治川・淀川、木津川、猪名川等について、さらにそれらの支流についても、詳細な検討をする必要があり、 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.4-14 | 9 | | いずれにおいても水質目標は、“肌に触れ、戯れうる水”その観点から水質のあり方を検討することが必要である。 <コメント> あまりにも文学的 「遊び、泳げる」 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.4-14 | 14 | | 将来に向けて快適で安心感が得られるような「環境の時代」にふさわしい水質、そして豊かな生態系に囲まれたを含む水環境を創造できる新たな水質管理の仕組みをつくりあげる必要がある。 <コメント> 「豊かな生態系に囲まれた水環境」これだとヒト主体 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.4-14 | 20 | | とくに一方、微量化学物質や微生物など内在する有害物質などの極微量化が進行しつつあり物質による健康被害も増加し、水質の維持管理には一層の高度化を必要とする。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.4-14 | 21 | | 安全確保のため、下流での繰り返し利用による水質消費に対応できる監視体制と、将来の流域内での人口移動にも注目した水量水質消費の変化予測とそれに柔軟に対応し得る、総負荷管理を前提とした水質管理体制を作る必要がある。このためには、たとえば、合流下水道に関わる生活排水対策、河川の水質や植生の調査や評価等、水質管理の多くの場面において積極的に住民参加を図り、行政、住民、企業が一体となって取り組む体制を確立する必要がある。 また、流域の都市化や水利用システムの高次化が進むことにより水の繰り返し利用が一層進むことが予想される。そのため、河川での対応だけでなく、流域全体として水循環と自然の姿を把握できる統合的な流域水質管理システム構築の必要性が一層高まっている。そこでは、従来の水質環境基準以外に、水系における水、窒素、リン・酸素動態モデルの確立、湖沼や河川での自浄作用と自濁作用の定量化、生態学的浄化プロセスの再評価、ダイオキシンや環境ホルモンなど有毒有害物の動態の把握が必要である。とくに汚濁負荷の総量管理、微量化学物質の広域汚染対策に向けては、水辺環境を常時・連続的に監視・管理し、総合的な把握を可能とするシステムを流域全体で確立する必要がある。 <コメント> これは解消するのが方向性 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 4-6 ダムのあり方 | | | | | | | |
| p.4-16 | | | <コメント> 4-6 ダムのあり方 「A案」と「B案」になっているが、A案は大変わかりにくい。B案のほうが具体的でわかりやすい。 したがって個人的にB案に賛成します。 | 紀平 | | 淀川 | |
| p.4-16 | | | <コメント> 4-6 ダムのあり方は「B案」が判りやすい。 | 和田 | | 淀川 | 水質 |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|--------------|--------|-----|--|---|--------------|-----|-----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | | 委員会 | 部会 | WG |
| p.4-16 | | | | <コメント> 4-6「ダムのある方」のなかで、A案とB案が示されているが、提示の仕方がB案の方が簡潔にまとめられ、要点も明確になっているが、A案の方は難解な文章で、要点が明確でないため、両者の内容を客観的に比較することは難しい。したがって、A案をB案と同じような形で(1)基本的な考え方、(2)新規ダムについて、(3)既設ダムについて、(4)その他、の項目ごとにまとめなおしてほしい。 | 小林 | | 琵琶湖 | |
| 【A案】 | | | | | | | | |
| p.4-16 | | | | <コメント> A案抹消 | 田中(真) | | 淀川 | ダム |
| p.4-16 | 7 | | | 流況の持つ攪乱作用を低下させるなど、 <u>河川の持つ多様な本来の生態系環境に</u> を失わせるなどの影響を及ぼしていることも見逃すことができない。 <コメント> 修正の理由については「新・生物多様性国家戦略」をふまえる必要があるということです。 | 鷲谷 | 委員会 | | |
| 【B案】 | | | | | | | | |
| (1) 基本的な考え方 | | | | | | | | |
| p.4-17 | 8 | | | 安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、 <u>多様な生態系をもつ河川の自然環境</u> <u>本来の生態系と生物多様性を破壊してきた面があることも見逃すことができない。</u> <コメント> 修正の理由については「新・生物多様性国家戦略」をふまえる必要があるということです。 | 鷲谷 | 委員会 | | |
| p.4-17 | 10 | | | ダムの建設はできるだけ抑制すべきである。 <u>原則的に認めない。</u> <コメント> 淀川部会での中間とりまとめに提言されており、又、ダムワーキングにおいても「原則的に認めない」が多数であった。何度も議論を重ねてきた意向を変更される事は民主的とはいえない。この委員会でのダム開発の位置づけは、もっとも大切な問題である。従来の近代整備における近代技術で川を操作していくのか広い面でもとらえた自然志向の回復に脱却するのか。「河川に生かされる」の理念に基づけば後者であろう。 | 田中(真) | | 淀川 | ダム |
| p.4-17 | 10 | | | ダムの建設はできるだけ抑制を原則とするべきである。 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| (2) 新規ダムについて | | | | | | | | |
| p.4-17 | 17 | | | 新規ダムは、 <u>地域特性を踏まえるとともに、河川環境保全の観点</u> ならびに新たな治水および利水の理念に沿ったうえで、 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| (3) 既設ダムについて | | | | | | | | |
| p.4-17 | 下から5行目 | | | <u>わが国-淀川流域</u> の河川には、すでに多くのダムが建設され、 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.4-17 | | | | 4-6 ダムのある方 B案 (3)既設ダムについてに以下を加える。 <u>「水需要管理や発電水利権の調整・見直しによって既設ダムの利水上の重要性を低下させるとともに、水系ダム間の役割見直しや容量再編などによる治水・利水効果の総合的調整を行い、一部の多目的ダムを治水目的のみを担うダムに転換することも検討する。」</u> <コメント> 4-6 ダムのある方 の内容について述べます。ダムの主要機能である「貯水」が、水質面などの問題を生じさせています。その軽減には、洪水時以外には水を貯めない、すなわちダムの利水機能を放棄し治水機能だけにする、ということが考えられると思います。洪水時以外に貯水しないことは、堆砂問題への対処もより容易にするのではないかと考えます。そこで、今回の提言で、水需要管理が強く打ち出されていることを踏まえ、提案します。 なお、多目的ダムの治水ダム化までは不可能であるとしても「水系ダム間の役割見直しや容量再編などによる治水・利水効果の総合的調整を行う」というA案の内容は、B案にもとりこむべきと考えます。 | 原田 | | 淀川 | |

| 頁 | 行数 | 標 題 | 修 正 後 | 委員名 (敬称略) | 所 属 | | |
|-----------------------------|----|---------------|---|--------------|-----|-----|----|
| | | | (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント対応：ゴシック+斜体) | | 委員会 | 部会 | WG |
| p.4-18 | 3 | | 生態系の連続性の回復(魚道の設置等 例えば魚道の抜本的改善)などを実施し、 <コメント> 木津川の高山ダム直下では毎春、ダム直下でアユ白魚(稚魚)が流下し、冷水病感染して直ぐ全滅している現象は、ダム上流から秋に流下することが出来ずダム内で産卵するのだが、ダム内で冷水病に種苗まで感染しているわけで、ダムによるアユ遡上・流下が甚しく阻害されていること、アユに冷水病の汚染を拡げていることを考えると、他の水棲生物にも多大の影響が生じていないか案じています。 | 倉田 | 委員会 | 琵琶湖 | ダム |
| p.4-18 | 3 | | 生態系の連続性の回復(魚道の設置等)などを実施し、 <コメント> これだけでは不足なので | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 4 - 7 住民参加のあり方 | | | | | | | |
| p.4-19 | 2 | | 行政は従来の 職能的な専門家の意識から住民の生活感覚に密着した立場の意見を積極的に採り入れることのできる新たな専門家としての意識へと転換する必要がある。 <コメント> 意味不明瞭「行政」と「住民」だけでは不十分。「科学者」 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| p.4-19 | 15 | | ルールを取り決める必要がある。河川管理者はパートナーシップを具体化し、共有認識を高めるために河川条例を定めることも必要である。合意形成の基本は、 <コメント> 上流部の河川保全の視点が全体的に弱い。残されている自然豊かな川の保全の具体策が欠けている。実状は林地開発が行われ流域沿いに産業廃棄物、焼却場などで自然河川が改変されている。これに歯止めする事ができていない。又、住民の川に対する認識も低い。行政と住民がパートナーシップで開かれた川づくりを目指すのであれば、共有の認識を高めるためにも具体策として河川条例を定める事も必要である。河川法の主軸に環境が加わり「自然に近い川づくり」であるならばなおさら必要である。 | 田中(真) | | 淀川 | ダム |
| (1) 情報の共有と公開 | | | | | | | |
| p.4-19 | 20 | 1) 情報の公開 | 河川管理者は、河川に関する基礎情報を普段からわかりやすく公開するとともに、 <コメント> 社会的なものも advanceなものも公開が原則 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| (2) 住民との連携・協働 | | | | | | | |
| p.4-20 | 26 | 2) 河川・環境学習の推進 | 子どもたちが川で遊んだり、危険な状態を意外性をもって学んだり、防災訓練を行ったり、 | 谷田 | 委員会 | 淀川 | 水位 |
| 3) 川の守り人(仮称)、流域センター(仮称)の設置 | | | | | | | |
| p.4-21 | 15 | 流域センター | 一般からの意見聴取、様々な情報収集等を図り <u>るための仕組み</u> を構築し、河川と地域の課題に関する | 和田 | | 淀川 | 水質 |